

埼玉県公安委員会告示第226号

道路交通法第51条の13第1項第1号ロに規定する駐車監視員資格者証に係る認定について、
確認事務の委託の手続き等に関する規則第10条に定める事項に基づき次により行う。

令和7年10月14日

埼玉県公安委員会委員長 佐藤久仁恵

1 認定考査の期日

令和8年1月23日（金）

2 認定考査の場所

埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号

埼玉県警察本部（県庁第二庁舎）地下会議室B

3 受検手続きに関する事項

別紙のとおり

駐車監視員資格者証に係る認定考査の実施について

1 考査の実施

(1) 考査の日時

令和8年1月23日（金）午前9時30分から午後1時まで

(2) 考査の場所

埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号

埼玉県警察本部（県庁第二庁舎）地下会議室B

(3) 考査内容等

ア 考査の内容

道路の交通に関する法令の知識その他放置車両の確認及び標章の取付けを適正に行うため必要な技能及び知識

イ 考査の方法及び合格基準

考査は60分間の筆記試験で正誤式50問とし、正答率90パーセント以上を合格とします。

イ 合否の発表

考査当日（概ね午後0時ころ）に行い、合格者には認定書を交付します。

2 認定考査を受検できる方（必要な経歴）

認定考査は確認事務の委託の手続に関する規則（平成16年12月10日国家公安委員会規則第23号）第10条第1項第1号から第3号のいずれかに該当する方のみが受験できます。

確認事務の委託の手続に関する規則第10条第1項第1号から第3号

- 1 道路交通関係法令の規定の違反の取締りに関する事務に従事した期間が通算して3年以上である者
- 2 確認事務における管理的又は監督的地位にあった期間が通算して5年以上である者
- 3 前2号に掲げる者と同等の経歴を有する者

3 申請について

(1) 申請期間

令和7年11月17日（月）午前10時から同年11月28日（金）午後4時まで

(2) 申請方法

埼玉県警察電子申請・届出サービスによる電子申請で受け付けます。

同サービスで「駐車監視員資格者認定申請」を選択し、必要事項を入力のうえ登録してください。

(3) 申請に必要な書類

認定受検に必要な資格を証明する書類を電子申請登録後、速やかに郵送してく

ださい。

なお、必要な書類については個別に案内しますので、事前に埼玉県警察本部交通部交通指導課放置駐車対策センターまでお問い合わせください。

必要書類の郵送先・連絡先

〒362-0011 埼玉県上尾市大字平塚1281番地 5

埼玉県警察本部交通部交通指導課

放置駐車対策センター 駐車管理係

電話 048-832-0110（埼玉県警察代表電話）

(4) 認定手数料

4,500円

電子納付（クレジットカード、コード決済又はPay-easy（ペイジー））により納付していただきます。

納付は、電子申請後すぐにはできませんが、納付できるようになりましたら個別に電話連絡を差し上げます。

4 注意事項

(1) 本認定の受検当日に別途、次の書類等が必要です。

ア 身分証明書（運転免許証等、顔写真があるもの）

イ 証明写真

（申請日前6か月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景のもので、縦3.0センチメートル、横2.4センチメートルのもの）

(2) 納付した手数料はいかなる理由があっても返還できません。

特に、申請後、受検資格がないことが判明した場合であっても返還はしませんので、申請前にご自身に受検資格があるかを十分確認してください。

(3) 申請後、受検資格の書面審査を実施し、受検できる方には、郵送にて受験票を送付します。

(4) 本認定考査についての質疑は

埼玉県警察本部交通部交通指導課

放置駐車対策センター 駐車管理係

電話 048-832-0110

までお問い合わせください。

なお、各警察署では本認定考査に関する事務を行っていません。